

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月16日
【事業年度】	第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社アトラス
【英訳名】	ATLUS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪狩 茂
【本店の所在の場所】	東京都新宿区神楽坂四丁目8番地
【電話番号】	03-3235-7801（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートサポート部長 秋庭 克彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区神楽坂四丁目8番地
【電話番号】	03-3235-7801（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートサポート部長 秋庭 克彦
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第21期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

- a. 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線__で示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

- a. 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(訂正前)

④株主総会の特別決議要件

- ・当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(訂正後)

④株主総会の特別決議要件

- ・当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(追加)

⑩株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- ・当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2号の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。
- ・当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。
- ・当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。